

令和3年8月19日現在

新型コロナウイルス感染症の施設調査に関するお願い

新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、陽性者と濃厚に接触した方をリストアップし、検査や健康観察を行うための調査への御協力をお願いいたします。

●準備いただくもの

接触者リスト（別紙2）

陽性者が発症した日又は検体採取日の2日前から今までに、施設・事業所の利用者や職員等で陽性者と接触した方について接触度が高い順に記載願います。

陽性者と共用した空間の換気等も勘案しますので、それについてもリストに記載してください。

●濃厚接触者^(※)の方には、原則としてPCR検査を実施します。※濃厚接触者とは

陽性者の感染可能期間中に接触した方のうち、次に該当する方

- 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方
- 陽性者と1m程度以内の距離で15分以上接触（会話等）があった方（周辺の環境や接触の状況等を個別に検討し感染可能性を判断します。）

- 1 提出していただいた資料（別紙2）を参考に、保健所が濃厚接触者を特定しPCR検査を行います。
- 2 御家族に高齢者や基礎疾患（持病）のある方がおられるなどの場合は、念のためにPCR検査を行うことがあります。
- 3 対象者の住所地が置賜保健所の管轄外である場合は、住所地を管轄する保健所に検査を依頼します。この場合、対象者への検査場所や日時等の連絡は当該保健所から行われますので対象者にこの旨をお伝えください。
- 4 濃厚接触者については、検査結果が陰性の場合でも陽性者との最終接触日の翌日から原則14日間の自宅待機と健康観察をお願いしております。この期間中に発熱等体調不良が生じた場合は自宅住所を管轄する保健所に連絡するようお伝えください。

●その他

保健所では濃厚接触者以外の人に対して行動制限や自宅待機などの要請は行いません。なお、施設・事業所独自の判断で自宅待機等を指示したり、健康観察期間を延長することについて妨げるものではありません。